

## 千葉市の教育に関する大綱(平成28年3月)

### 地域社会全体で子どもの成長を支える仕組みの整備

本市にふさわしい制度設計のもと、学校支援地域本部の設置や学校運営協議会の導入など、各地域に応じた多様な形態の学校・地域の連携を進める。

## これからの学校と地域の連携・協働の在り方:中央教育審議会答申(平成27年12月)

### ①地域とともにある学校への転換

地域住民と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む

### ②子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく

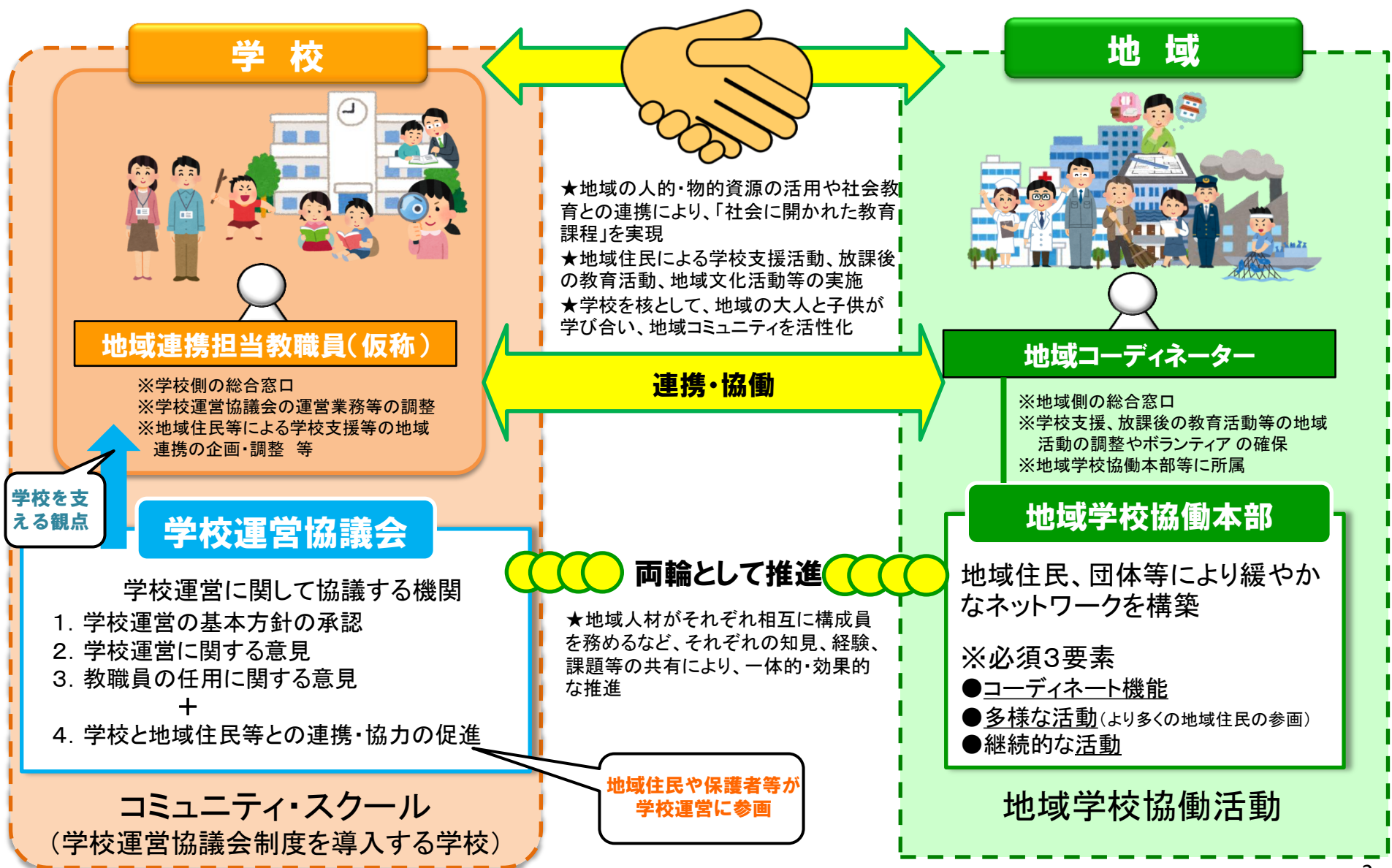
### ③学校を核とした地域づくりの推進

学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る

# 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

中央教育審議会答申（平成27年12月）より

ーパートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現ー



## ■学校評議員会

- ・ 構成員は、保護者、町内自治会や青少年育成委員会等の地域組織の関係者、放課後子ども教室コーディネーター、セーフティウォッチャー代表等
- ・ 年に2～4回会議を開催し、校長に対して、学校運営に関する意見を述べる。また、授業参観やアンケート等を通じて学校評価（学校関係者評価）などを行う。
- ・ 市内全ての小・中・高・特別支援学校に設置（平成15年～）

## ■学校支援地域本部

- ・ 構成員は学校評議員をベースとし、学校関係者（校長、教頭等）が加わる。
- ・ 支援活動の内容（規模・時期等）を検討・調整し、学校支援計画の作成、実施した支援活動の検証・評価を行う。
- ・ 地域コーディネーターを配置し、地域コーディネーターは学校とボランティアとの連絡調整を行う。
- ・ 設置状況は以下の通り

27年度	2地区3校	磯辺地区	磯辺小学校（25年度から継続実施）
			磯辺中学校（26年度から継続実施）
		誉田地区	誉田小学校（27年度から継続実施）
28年度	新規実施予定	磯辺地区	磯辺第三小学校
		誉田地区	誉田中学校、誉田東小学校

### ■学校評議員会の課題

- ・学校評議員会の開催がルーティン化する傾向にあることから、これまで以上に保護者や地域住民等の意向を反映した学校運営につなげるため、学校評議員制度の一層の機能強化を図る必要がある。

### ■学校支援地域本部を拡大する上での課題

- ・地域と学校を結ぶコーディネート機能が教頭に集中しており、持続的・継続的な体制が作られていない。
- ・学校と地域に関わる活動がそれぞれ個別に行われており、活動間の連携が十分でない。
- ・地域コーディネーターの育成を図る必要がある。
- ・学校支援を行う地域住民にとっての生きがいや自己有用感につながる場・機会をより多く設定する必要がある。

### ■その他の課題

- ・地域から学校への一方向的な支援活動にとどまらず、学校のもつ人的・物的な資源の一層の活用を図り、学校と地域が相互に連携する体制を整えていく必要がある。
- ・地域人材の重なりを考えると、地域の状況に応じて中学校区として連携組織を設置できないか検討が必要である。
- ・地域の関係団体を通じて、地域人材の情報をより広くから集める工夫が必要である。

## 今後の方針

- 学校評議員会、学校支援地域本部の機能強化・拡大を図りつつ、公民館等の社会教育施設とも連携しながら、学校と地域が双方向に連携協働し合える仕組みの構築を目指す。
- 学校と地域の協力体制の熟度に応じて、順次、学校評議員会と学校支援地域本部を統合し、「千葉市版 学校運営協議会(仮称)」への移行を目指す。
- 連携体制に不可欠な地域コーディネーターの育成・確保を図る。

### (方向性)

#### ①学校評議員会の機能強化を図る。

- ・意見聴取に留まらない具体的取り組みを協議する仕組みの構築
- ・地域ぐるみの教育をより一層推進するための幅広い層からの人選

「千葉市版 学校運営協議会(仮称)」への移行を目指す。

#### ②学校支援地域本部の拡充を図る。

#### ③公民館等の社会施設等において地域コーディネーターを育成する仕組みを構築する。

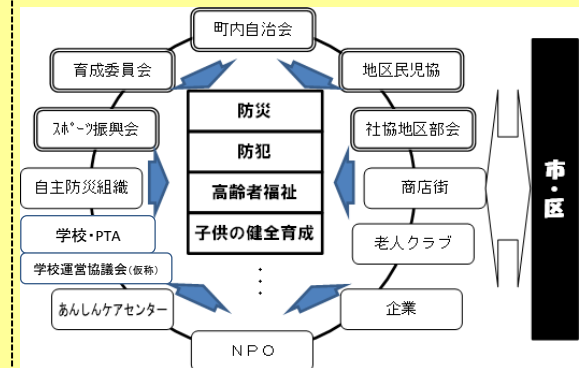
※「地域運営委員会」との関わりについても、庁内での整理を進める。

#### (参考) 第二次学校教育推進計画

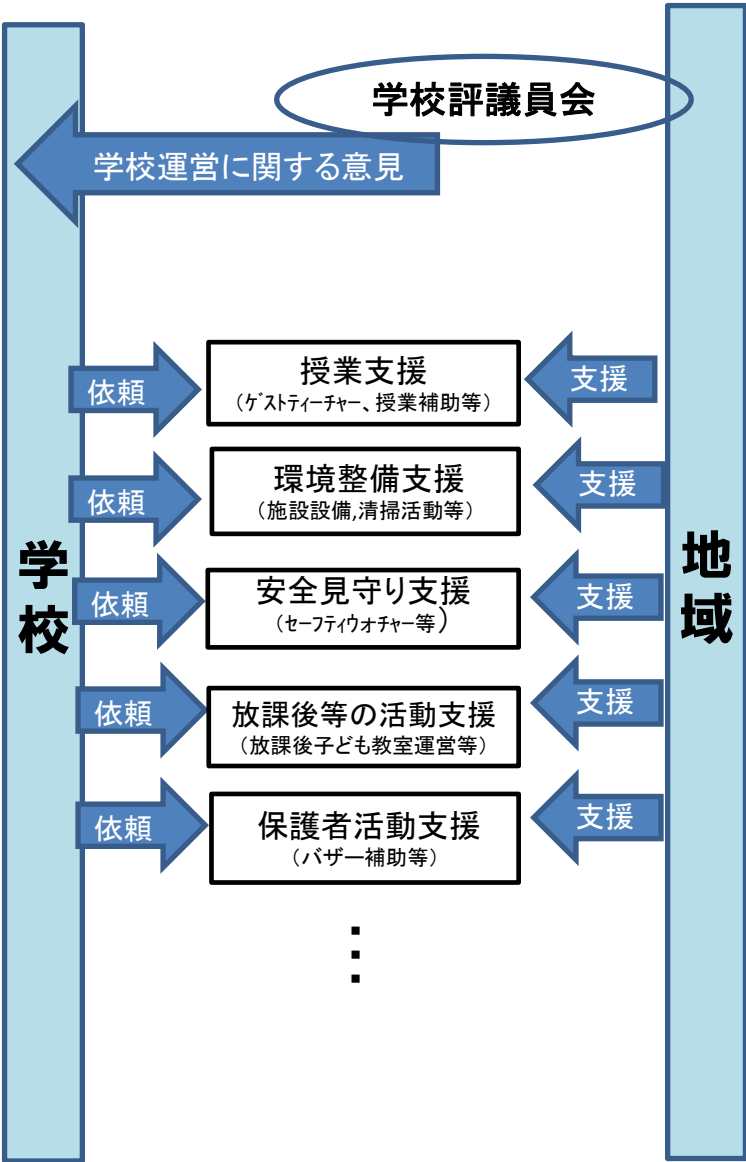
学校教育の充実と地域コミュニティの活性化を図るため、これまで取り組んできた学校評議員制度を充実させるとともに、国の制度改正の状況も踏まえつつ、本市にふさわしい制度設計のもと、学校支援地域本部の設置やコミュニティスクール(学校運営協議会)の導入などをはじめ、各地域に応じた多様な形態の学校・地域の連携組織の設置を進めます。

- 29年度 16校 (全市 小・中学校の1割)
- 30年度 48校 (全市 小・中学校の3割)
- 33年度 172校 (全市 小・中学校のすべて)

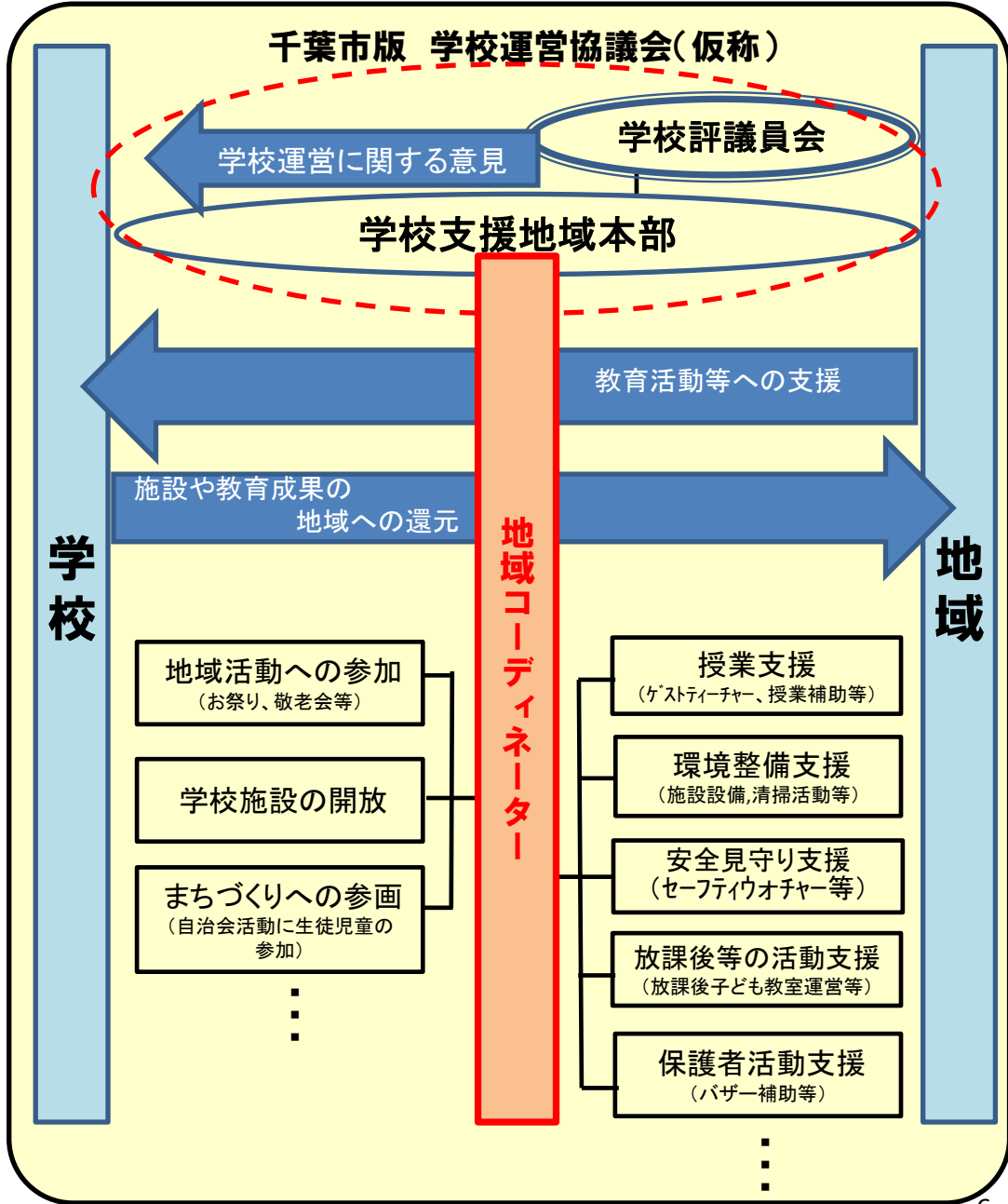
#### \* 地域運営委員会への関わりのイメージ



# 現在の学校・地域の連携



# 新たな学校・地域の連携イメージ



## (参考) 学校評議員制度・学校支援地域本部・学校運営協議会制度の比較

	学校評議員制度	学校支援地域本部	学校運営協議会制度 (コミュニティスクール)
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、 <b>保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに</b> 、学校としての説明責任を果たす。	地域住民が、 <b>学校の支援を行うもの</b> で、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。	保護者や地域の住民が <b>一定の権限を持って学校運営に参画</b> することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、より良い教育の実現に取り組む。
設置	任意設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて <b>学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度</b>	地域住民の <b>ボランティアの集まり</b> で任意団体	学校の運営について、 <b>教育委員会の下部組織として一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関</b>
法令上の根拠	「学校教育法施行規則」第49条	(法的な措置はない)	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	学校関係者及び地域の代表者、地域コーディネーター、学校支援ボランティア等、法的措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない	地域住民・保護者その他教育委員会が必要と認めるもの
任命	校長が推薦し、設置者が委嘱		教育委員会が任命 (非常勤特別職の地方公務員)
主な内容	校長の求めに応じて、学校運営に関する <b>意見を述べる</b>	学校管理下の教育活動の支援	①学校運営方針について <b>承認</b> ②学校運営に関して意見を述べる ③教職員の採用等に関して意見を述べる